科学研究費助成事業(科学研究費補助金)研究成果報告書

平成 24 年 5 月 31 日現在

機関番号:14301

研究種目:基盤研究(C)研究期間:2009~2011課題番号:21530082研究課題名(和文)

人身傷害補償保険契約の法規整

研究課題名(英文)

The law of Japanese personal injury indemnity insurance

研究代表者

洲崎 博史 (SUZAKI HIROSHI) 京都大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号: 20211310

研究成果の概要(和文):本研究において、人身傷害補償保険契約で定められている損害額算定 基準が裁判所が一般的に依拠している損害額算定基準と異なることにより、請求権代位の局面 で難解な問題が生じているが、現在のような人身傷害補償保険契約の構造を維持したまま部分 修正するだけでは、抜本的解決は困難であることを指摘した。

研究成果の概要(英文): In this research, it is pointed out that difficult problems occur in the situation of subrogation, because of the difference between the loss estimation basis stimulated in the personal injury indemnity insurance contract and the loss estimation basis generally adopted by the courts, but, that it is difficult to solve those problems without reforming the basic structure of the insurance contract.

交付決定額

(金額単位:円)

	直接経費	間接経費	合 計
2009 年度	1, 100, 000	330, 000	1, 430, 000
2010 年度	600, 000	180, 000	780, 000
2011 年度	500, 000	150, 000	650, 000
年度			
年度			
総計	2, 200, 000	660, 000	2, 860, 000

研究分野:社会科学

科研費の分科・細目:法学・民事法学 キーワード:保険法 人身傷害補償保険

1. 研究開始当初の背景

人身傷害補償保険契約(以下「人傷保険契約」という)は、任意自動車保険契約に組み込まれる傷害保険契約であるが、保険加入者が自動車事故により生命・身体に被った損害(「人身損害」)の額を算定し、これに相当する額の保険金を保険加入者(またはその遺族)に支払うという点に特徴がある。そのため、人傷保険契約は、損害てん補方式の傷害保険であって、商法629条にいう損害保険契約、保険法2条7号にいう傷害疾病損害保険

契約に該当すると一般に理解されているが、 同保険契約が採用する損害額算定基準が民 事裁判において採用されている人身損害の 損害額算定基準と乖離していることが主な 原因となって、人身傷害保険金の支払をした 保険者が請求権代位(商法 662 条・保険法 25 条)により取得する損害賠償請求権の範囲に 関して、保険法学者や裁判官を巻き込んだー 大論争が沸き起こっていた(山下友信「人身 傷害補償保険の保険給付と請求権代位」保険 学雑誌 600 号 121 頁以下参照)。

2. 研究の目的

人傷保険契約の法的性質と適用規範を明らかにするとともに、人傷保険金の支払を行った保険者が請求権代位により加害者またはその責任保険者に対してどの範囲で損害賠償請求権を取得するかについての従来の議論を整理分析し、合理的な解決法を見いだすこと、さらに人傷保険の構造・給付内容自体に問題があるのであれば問題解消のための方策について検討することを目的とする。

3. 研究の方法

研究遂行にあたっては、人傷保険に関してなぜこれほどまでに混乱が生ずることに置いたのかを分析解明することに重点をの人傷保険契約ので、主要損害保険会社の人傷保険契もに変われた。主要損害保険会社の人傷保険をというないでは、人傷保険が開発された当時ではないたのは、そのはは、人傷保険が開発するという点には、と思われる自民保険における損害などにおける損害などにおける損害などにおける所で検討を行った。

4. 研究成果

(1) 人傷保険では、保険給付を行うにあた り、人身損害の損害額を算定しなければなら ないが、その際、自賠責保険や任意自動車保 険において裁判外で損害額が算定される場 合に一般的に依拠されている損害額算定基 準に似た算定基準を予め人傷保険約款で定 めておき、この損害額算定基準(人傷基準) を適用して人身損害額の算定を行うという 点に特徴がある。ところが、人傷基準は、裁 判所が訴訟において損害額を算定する場合 の基準(訴訟基準)と乖離しており(多くの 場合、人傷基準によって算定される損害額は、 訴訟基準によって算定される損害額よりも 低い。このことはごく最近公表された最高裁 判決 (最判平成 24 年 5 月 29 日 (平成 22 年 (受) 第 2035 号、求償金請求事件)) でも 明言されている)、そのことが人傷保険につ いて請求権代位が生ずる場合に複雑な問題 を引き起こす主たる原因となっている。しか しながら、自賠責保険や任意自動車保険にお いては、裁判外の損害額算定基準と訴訟基準 の間に乖離があるにもかかわらず、これまで のところ、そのことによってそれほど大きな 問題点が生じていないように思われる。そこ で、本研究に本格的に取り組むための準備と して、自賠責保険において二種類の損害額算 定基準が用いられていること(具体的には、 裁判外で自賠責保険金が支払われる場合に

ついて、自賠法 16条の3第1項の規定に基 づき、「自動車損害賠償責任保険の保険金等 及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の 支払基準」(平成 13 年 12 月 21 日記入帳・ 国土交通省告示第1号) が定められている) の理由・合理性、さらにはそのことが自動車 事故の被害者・加害者(自賠責保険の被保険 者)・自賠責保険者の法律関係にどのような 影響を及ぼすかについて検討を行った(後記 雑誌論文②)。その結果、自賠責保険におい ては、裁判外での損害額算定基準が訴訟基準 と乖離していたとしても、より高い損害額の 算定を求める者は訴訟基準による損害額算 定を求めていつでも加害者または自賠責保 険者に対して訴訟を提起することができ、そ のことが確保されている限りは損害額算定 基準の乖離は大きな問題とはならないこと、 むしろ、裁判によらずに迅速に損害を賠償し てもらうことを望む被害者が少なからず存 することを考慮すれば、裁判外で自賠責保険 金が支払われる場合の被害者間の公平を保 つため統一的な損害額算定基準を設けるこ とには十分な合理性があるとみられること が明らかとなった。これに対し、人傷保険で は、人傷保険の被保険者(被害者)が人傷保 険金の支払を求めて人傷保険者に対して裁 判を提起したとしても人傷保険金の支払額 は約款所定の人傷基準によって算定される ことになるため、人傷基準によって損害額が 低めに算定されることに対する被保険者の 不満は、裁判を提起することによって解消す ることはできない。このこと自体は人傷保険 の約款で定められていることであり、人傷保 険の被保険者はそれを承知で人傷保険に加 入しているともいえるから、やむを得ないこ とではある。

(2) 人傷保険の被保険者が人傷基準による 損害額(人傷基準額)が低めに算定されるこ とに対して不満を持ったとしても、被保険者 が加害者(またはその責任保険者)に対して 損害賠償請求を行い、訴訟基準による損害額 (訴訟基準額) について損害賠償を得られる のであれば、これにより被保険者は最終的に は満足を得ることはできる。もっとも、人傷 保険の約款文言からは、そのような結論を導 くことは容易ではなく、販売者である損害保 険会社は、むしろ、人傷保険に加入した以上、 人傷保険の被保険者は、加害者から損害賠償 を得るか否かにかかわらず最終的に人傷基 準額の給付を受ければ足り、それを超える額 は請求権代位により人傷保険者が回収する ことができるという考え方に立っていたよ うに思われる。しかしながら、このような結 論は、平均的保険契約者の期待に反し、到底 納得感を与えるものではないことから、下級 審裁判例および学説において、人傷保険に関 して請求権代位が行われる場合でも、人傷保 険の被保険者が最終的に訴訟基準額の支払 をてん補を受けられるような処理がなされ るべきであるとの考え方(いわゆる訴訟基準 差額説) が優勢になり、ついには最高裁もこ の考え方に立つことを明らかにした(最判平 成24年2月20日(平成21年(受)第1461 号・1462 号、民集 66 巻 2 号登載予定))。人 傷保険の構造や約款文言からはいささか無 理のある解釈であるにもかかわらず、比較的 短期間のうちに訴訟基準差額説が支配的に なったのは、人傷保険による損害のてん補に 満足しない被害者が加害者に対して裁判を 起こしてまで損害のてん補を求めたにもか かわらず、人傷基準額を超える部分は保険者 が回収してしまうという結果はあまりにも 不当であると感じられたからであろう。

(3) こうして、人傷保険金の支払がなされ た後、被害者が取得した損害賠償請求権のう ちどの範囲が請求権代位により人傷保険者 に移転するかという問題については、上記の ように訴訟基準差額説によって処理すべき ことがほぼ確立したということができ、また、 この結論と平仄を合わせるため、先に加害者 から賠償金(または責任保険者から責任保険 金)を得た被害者が人傷保険金の支払を求め る際には、最終的に訴訟基準額の支払を受け られるよう約款の修正解釈をおこなうべき であるとする見解も有力になりつつある(山 下友信「人身傷害補償保険の保険給付と請求 権代位」保険学雑誌 600 号 133 頁 (2008 年)、 最判平成 24 年 2 月 20 日 (平成 21 年 (受) 第 1461 号・1462 号、民集 66 巻 2 号登載予定) における宮川光治裁判官の補足意見))。これ らは、いずれも人傷保険の保険者と被保険者 の間の法律関係を、人傷保険の平均的保険契 約者(被保険者)の期待するところにしたが って規律しようとするものである。これによ り、人傷保険の保険者がもともと予定してい たところを超える給付を義務付けられる(ま たは予定した代位求償額を確保できない)と しても、保険者自身が不適切な商品設計を行 ったことの報いともいえようから、このよう な結論は一般的に支持しうる。

しかしながら、訴訟基準差額説は基本的に 人傷保険の保険者と被保険者の適切な利害 調整を図ろうとするものであり、被保険者・ 保険者以外の関係者の利害が問題となるに 面では別の考慮が必要である。学説の中る 話談基準差額説による処理が貫徹される害 であることを理由として、被害者・ において損害額(訴訟基準による であることを理由として、被害者で であることを理由として、被害者で であることを理由として、被害者で の訴訟において損害額(訴訟基準による 情滅時効が進行しないという解釈を主張 後保険者が進行しないという解釈を主張 で ものがある(山下典孝「人身傷害補償保険 に関する一考察」阪大法学 61 巻 3・4 号 760 頁以下(2011 年))。この解釈によれば、加害 者は、被害者・保険者間に人傷保険契約があることによって、不法行為損害賠償債務の時効完成が遅れるという不利益を被ることになる。しかし、この見解は、被害者に付保されていた人傷保険のゆえに、なぜ人傷保険の当事者ではない加害者が不利益を受けなければならないのかを全く説明しておらず、理論的にも、また、結論的にも支持することはできない(後掲雑誌論文①では、この問題を詳細に検討した)。

(4) もっとも、訴訟基準差額説によって問 題を処理しつつ、加害者が不当な不利益を被 らないようにしようとすると、保険者や被保 険者に種々の不都合が生じるおそれがある。 人傷保険は、もともと人傷基準による支払を 予定して設計された保険商品であるにもか かわらず、それが不当であるとして解釈によ って訴訟基準差額説による処理を強制する わけであるから、随所に制度疲労が生じてく るのは当然であるともいえる。人傷保険が抱 える問題を解消するため約款改訂も行われ ているが、それらの改訂を受けた現在の約款 は、保険の専門家ですら直ちに理解すること が困難なほど複雑で難解なものになってし まっている。人傷保険が保険法2条7号にい う「傷害疾病損害保険契約」として構成され る必要があるのかどうかという点も含めて、 人傷保険についての総点検をなすべき時期 に来ているように思われる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計2 件)

- ① <u>洲崎博史</u>、人傷保険金の支払いを行った 保険者が取得する損害賠償請求権の時効 の起算点、落合誠一=山下典孝編『保険 判例の分析と展開(金融・商事判例増刊 1386 号)』、査読無、2012、12-19
- ② <u>洲崎博史</u>、自賠法16条の3第1項の法 意、旬刊商事法務、査読無、1901号、2010、 57-62

〔学会発表〕(計0件)

[図書] (計0件)

[産業財産権]

○出願状況(計0件)

名称: 発明者: 権利者: 種類: 番号: 出願年月日:

国内外の別: ○取得状況(計0件) 名称: 発明者: 権利者: 種類: 番号: 取得年月日: 国内外の別: [その他] ホームページ等 6. 研究組織 (1)研究代表者 洲崎博史(SUZAKI HIROSHI) 京都大学・大学院法学研究科・教授 研究者番号:20211310 (2)研究分担者 () 研究者番号: (3)連携研究者 研究者番号: